

検討委員会の役割とは？

管理者からの諮問に応じ、諮問内容について調査及び検討を行い、答申いただきます。

諮問内容

(1) ゴミ焼却施設の規模
に関する事

(2) 建設候補地
に関する事

(3) 焼却処理方式の整理
に関する事

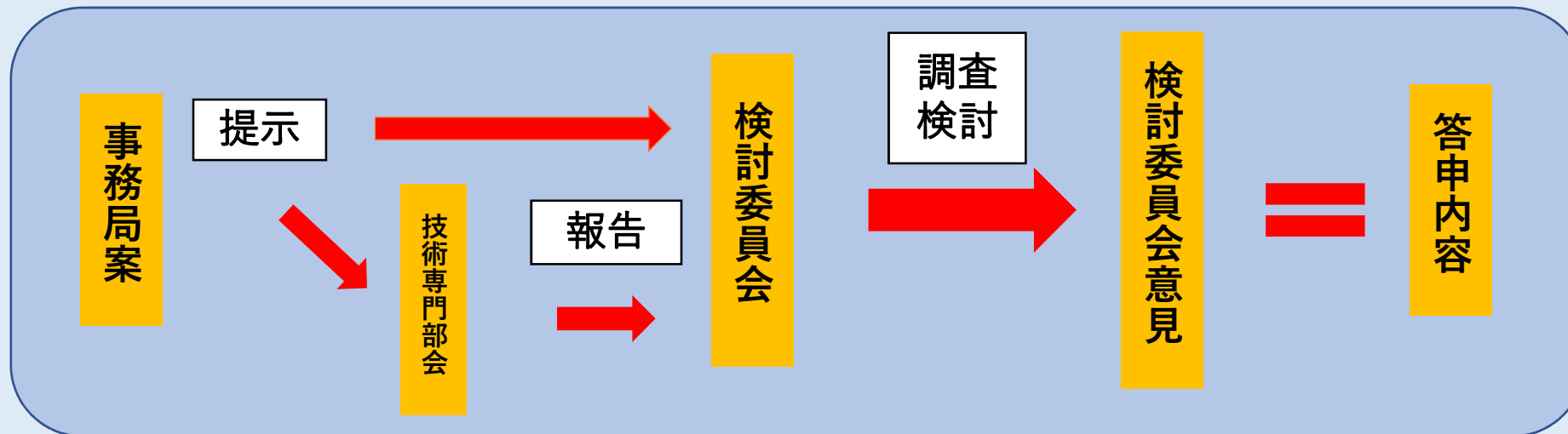
(4) 事業方式の整理
に関する事

(5) 附帯設備
に関する事

(6) 施設の活用策
に関する事

(7) 不燃物処理施設の更新方法
に関する事

検討委員会の進め方



技術専門部会の役割とは？

新たなごみ処理施設整備に関し、専門知識が必要な事項の検討を行い、その検討結果について、検討委員会で御報告いただきます。

事務局案に対して

「事務局案に意見なし」
「事務局案に一部意見あり」
「事務局案の〇〇は再考すべき」など
検討委員会意見を御提示いただきます。

答申とは？

諮問に対する答えとして、検討委員会意見をまとめていただきます。

- (1)ごみ焼却施設規模について
- (2)建設候補地について

令和3年2月を目途に答申予定

- (3)焼却処理方式の整理について
- (4)事業方式の整理について
- (5)附帯設備について
- (6)施設の活用策について
- (7)不燃物処理施設の更新方法について

令和4年2月を目途に答申予定

事務局

検討委員会意見に沿った「答申案」を作成



検討委員会

「答申案」を検討し、「答申」として決定



答申

答申いただいた上記内容を整備の基本的な考え方や方針としてまとめる



ごみ処理施設整備基本構想

大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ごみ処理施設整備基本構想の策定及び新たなごみ処理施設の整備に関し、管理者の諮問に応じ、調査及び検討を行い、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大里広域市町村圏組合議会議員
- (3) 住民組織を代表する者
- (4) 組合構成市町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門事項の調査及び研究のため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新施設整備スケジュール

資料 2-1

区分		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
既存施設	1 熊谷衛生センター第1工場	→										平成30年度の基幹改良工事終了後12年延命			
	2 熊谷衛生センター第2工場	→							平成26年度の基幹改良工事終了後12年延命						
	3 深谷清掃センター	→								平成28年度の基幹改良工事終了後12年延命					
	4 江南清掃センター	→								平成28年度の基幹改良工事終了後12年延命					
新施設	① ごみ処理基本計画（改定）					■						■			
	② ごみ施設整備基本構想検討委員会	■		■											
			▲	▲											
			中間答申	最終答申											
			中間答申内容： ごみ焼却施設の規模に関する事 建設候補地に関する事 最終答申内容： 焼却処理方式の整理に関する事 事業方式の整理に関する事 附帯設備に関する事 施設の活用策に関する事 不燃物処理施設の更新方法に関する事												
	③ 施設整備基本構想	■													
	④ 基本設計	■													
	⑤ 循環型社会形成推進地域計画	■		※2021年12月までに埼玉県に提出											
	⑥ PFI導入可能性調査	■													
	⑦ 測量・地質調査	■													
	⑧ 環境影響評価	■													
	⑨ 都市計画決定					■									
⑩ 要求水準書作成、事業者選定				■											
⑪ 建設工事（建築・プラント）							■								
⑫ 新施設供用開始											→				

※ごみ処理基本計画については、概ね5年毎に改定。（ごみ処理基本計画策定指針 H28.9 環境省）

ごみ量の将来予測について

令和 2 年 3 月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より、ごみ量の将来予測を以下に示す。人口及び焼却処理量ともに減少となる予測値となっている。予測値については、「目標達成のための施策を実施した場合」の予測結果であり、令和 11 年度の焼却処理量：105,991t/年が施設規模を算出する諸元の数値となる。

表 1 組合における焼却処理量の将来予測

区分		単位	実績		予測		
			H30	R6	R11	R16	
人口	熊谷市	人	197,861	188,086	177,910	166,442	
	深谷市	人	144,071	142,990	139,120	133,951	
	寄居町	人	33,843	32,165	31,086	30,097	
	組合全体	人	375,775	363,241	348,116	330,490	
焼却処理量	熊谷市	焼却処理量	t/年	71,437	61,941	56,552	53,071
		可燃ごみ	t/年	71,220	61,750	56,380	52,915
		可燃性残渣	t/年	217	191	172	156
	深谷市	焼却処理量	t/年	48,984	44,509	42,223	41,042
		可燃ごみ	t/年	48,784	44,317	42,037	40,863
		可燃性残渣	t/年	200	192	186	179
	寄居町	焼却処理量	t/年	9,117	7,752	7,216	7,025
		可燃ごみ	t/年	9,078	7,717	7,182	6,992
		可燃性残渣	t/年	39	35	34	33
	組合全体	焼却処理量	t/年	129,538	114,202	105,991	101,138
		可燃ごみ	t/年	129,082	113,784	105,599	100,770
		可燃性残渣	t/年	456	418	392	368

※人口については各年度4月1日現在

※出典資料：大里広域市町村圏組合 ごみ処理基本計画（令和2年3月）

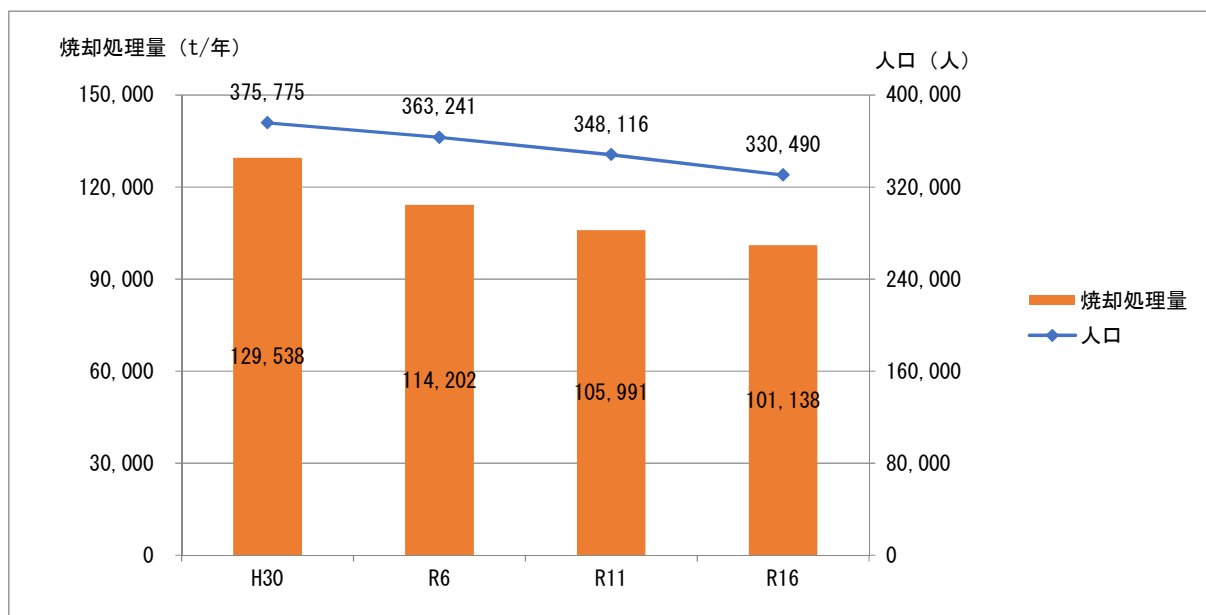


図 1 人口及び焼却処理量の将来予測

新施設の施設規模算出

1) 計画目標年度の設定

計画目標年度とは、今後、施設を整備する際に施設規模を設定する上で根拠となる計画年間処理量を設定するための年度である。

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」（以下「計画・設計要領」という。）によると、計画目標年度は稼働予定の 7 年後を超えない範囲内で将来推計の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めることとなっている。

本組合においては、減量化及び資源化を推進し、ごみ排出量の削減に努めており、ごみ排出量は年々減少していくことや、現在のごみ焼却施設の延命化期間を考慮し、年間処理量が新施設稼働後最大となる稼働年度の令和 11 年度を計画目標年度と設定する。

2) 施設規模の算定

施設規模は計画・設計要領より次式で算出される。表 1 より施設規模は 395t/日 と算定された。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \div (\text{実稼働率}) \div (\text{調整稼働率})$$

表 1 施設規模の算定（通常分）

区分	項目
計画目標年度	令和 11 年度
上記年度の焼却処理量	105,991t/年（ごみ処理基本計画より）
計画年間日処理量	$105,991t \div 365 \text{日} = 290.4t$
実稼働率	0.767 （280 日（年間実稼働日数） \div 365 日）
年間実稼働日数	$365 \text{日} - 85 \text{日}$ （年間停止日数） $= 280 \text{日}$
年間停止日数	補修整備期間 30 日 + 補修点検期間 15 日 \times 2 回 + 全停止期間 7 日間 + 起動に要する日数 3 日 \times 3 回 + 停止に要する日数 3 日 \times 3 回 $= 85 \text{日}$
調整稼働率	0.96 （故障の修理、やむを得ない一時停止等のため処理能力が低下することを考慮した係数）
施設規模	計画年間日処理量 \div 実稼働率 \div 調整稼働率 $= 290.4 \div 0.767 \div 0.96$ $\doteq 395t/\text{日}$

3) 災害廃棄物への対応

①災害廃棄物の発生量

環境省は、平成 25 年 5 月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」の中で、東日本大震災並の規模を含む様々な災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加えて災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設を整備することで、災害時にも対応できる体制を構築することが重要としている。また、平成 26 年度から、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設については、循環型社会形成推進交付金の交付率を対象事業費の 1/2 とし、その中には、「災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること」を要件としている。このことから、表 1 で算定した施設規模に加えて、災害廃棄物を見込んだ施設規模とする。

埼玉県では、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）」を策定し、県内市町村における地震時及び水害時の災害廃棄物発生量の予測を行っている。様々な地震や水害について検討が行われているうち、本組合圏域で最も被害が大きく、最も災害廃棄物の排出が多いと予測されるのが「関東平野北西縁断層帯地震」のケースで、約 169 万 t もの災害廃棄物の発生が予測されている。このうち、可燃物 132,376 t に加え、柱角材 49,627 t のうち 2/3 の 33,085 t が、焼却処理される量（合計 165,461t）として想定されている。これらの焼却対象ごみは、東日本大震災等の事例や「埼玉県災害廃棄物処理指針」P.19 の『速やかな処理を目指す（最長でも 3 年以内）』を基に、約 3 年間で処理すると想定する。

表 2 各ケースにおける推定廃棄物量（単位：t）

区分	関東平野西縁断層帯地震		利根川氾濫		荒川氾濫	
	可燃物	柱角材	可燃物	柱角材	可燃物	柱角材
深谷市	75,528	28,319	4,500	7,245	1,899	827
熊谷市	22,019	8,253	16,646	1,959	66,493	28,940
寄居町	34,829	13,055	0	0	0	0
合計	132,376	49,627	21,146	9,204	68,392	29,767

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針P.14、17、18より抜粋

②新施設における焼却処理量

災害廃棄物の処理方法は、東日本大震災を例に仮設焼却炉による処理、広域処理、新施設での処理の併用として想定する。表 3 に東日本大震災における各割合の実績を参考に整理した。これらから新施設での処理割合は、推定される焼却処理量の 13% (100% - (75% + 12%)) として設定する。

表 3 東日本大震災における処理割合の実績

区分	処理割合	処理割合の根拠
仮設焼却炉による処理	75%	東日本大震災における災害廃棄物処理について（概要）(H26.4.25 環境省資料)
広域処理	12%	https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-03/y030-03%EF%BC%8Fref011.pdf

③新施設における施設規模

以上の結果より、最も災害廃棄物量の発生が推定されている「関東平野北西縁断層帯地震」のケースを想定し、推定される焼却処理量 165,461t の 13% に当たる 21,510t を 3 年間で処理するものとする表 4 のとおりとなり、災害廃棄物分の施設規模は 27t/日 と算定される。

したがって、新施設における規模は以下のとおり 422t/日 と算定される。

$$\begin{aligned}
 \text{新施設規模} &= \text{通常分の施設規模} + \text{災害廃棄物分の施設規模} \\
 &= 395\text{t/日} + 27\text{t/日} \\
 &= \underline{422\text{t/日}}
 \end{aligned}$$

表 4 災害廃棄物分の施設規模

区分	項目
計画年間日処理量	21,510t ÷ (365日 × 3年) = 19.6t
実稼働率	0.767 (280日 (年間実稼働日数) ÷ 365日)
年間実稼働日数	365日 - 85日 (年間停止日数) = 280日
年間停止日数	補修整備期間 30日 + 補修点検期間 15日 × 2回 + 全停止期間 7日間 + 起動に要する日数 3日 × 3回 + 停止に要する日数 3日 × 3回 = 85日
調整稼働率	0.96 (故障の修理、やむを得ない一時停止等のため処理能力が低下することを考慮した係数)
災害廃棄物分の施設規模	計画年間日処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = 19.6t ÷ 0.767 ÷ 0.96 = <u>27t/日</u>

4) 各市町に必要な施設規模

表 5 に令和 11 年度の各市町における焼却ごみ量の推計値と割合を示す。この割合をもとに先に算出した施設規模：422t/日で各市町に必要な施設規模を算出すると、熊谷市：225t/日、深谷市：168t/日、寄居町：29t/日となる。

表 5 各自治体の規模算出

区分	R 1 1 予測値	割合	各自治体規模
熊谷市焼却処理量	56,552t/年	53.4%	225t/日
深谷市焼却処理量	42,223t/年	39.8%	168t/日
寄居町焼却処理量	7,216t/年	6.8%	29t/日
合計	105,991t/年	100.0%	422t/日

大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会委員報酬について

○ 支払い時期について

委員報酬については、各回検討委員会終了後、準備ができ次第その都度口座にお振込みさせていただきます。

○ 個人番号（マイナンバー）の確認について

委員報酬については源泉徴収の対象となるため、別紙「個人番号（マイナンバー）届出書にご記入いただき、個人番号の分かるものの写し（詳しくは届出書に記載あり）を貼付の上、次回第2回検討委員会の際に御提供くださいますようお願いいたします。

また、お預かりの際に運転免許証などの本人確認書類（詳しくは届出書に記載あり）の確認をさせていただきますので、併せて御用意いただきますようお願いいたします。

提出していただいた特定個人情報、法令に従い、源泉徴収票の作成、提出に関する事務を行うために使用し、利用目的以外に使用することはありません。

○検討委員会・技術専門部会スケジュール案

開催時期	主な議題
令和2年	
8月3日(月)午後1時00分～ 第1回 検討委員会	委員委嘱、諮問、技術専門部会設置、 新施設整備スケジュール
10月9日(金)午後1時30分～ 第1回 技術専門部会	新施設の検討、ごみ処理への影響、 各建設候補地の評価
10月16日(金)午後1時30分～ 第2回 検討委員会	新施設の検討、ごみ処理への影響、 各建設候補地の評価
11月6日(金)午後1時30分～ 第2回 技術専門部会	新施設の検討、ごみ処理体制評価
11月13日(金)午後1時30分～ 第3回 検討委員会	新施設の検討、ごみ処理体制評価
令和3年	
1月 第3回 技術専門部会	中間答申書(案)協議
1月 第4回 検討委員会	中間答申書(案)協議
2月 第5回 検討委員会	中間答申書決定

(令和3年度も検討委員会年5回、技術専門部会年3回を予定しております)

○次回以降の検討委員会開催場所について

次回以降の検討委員会について、熊谷衛生センター(埼玉県熊谷市別府583番地1)での開催を予定しております。(別紙案内図参照)

熊谷衛生センター案内図

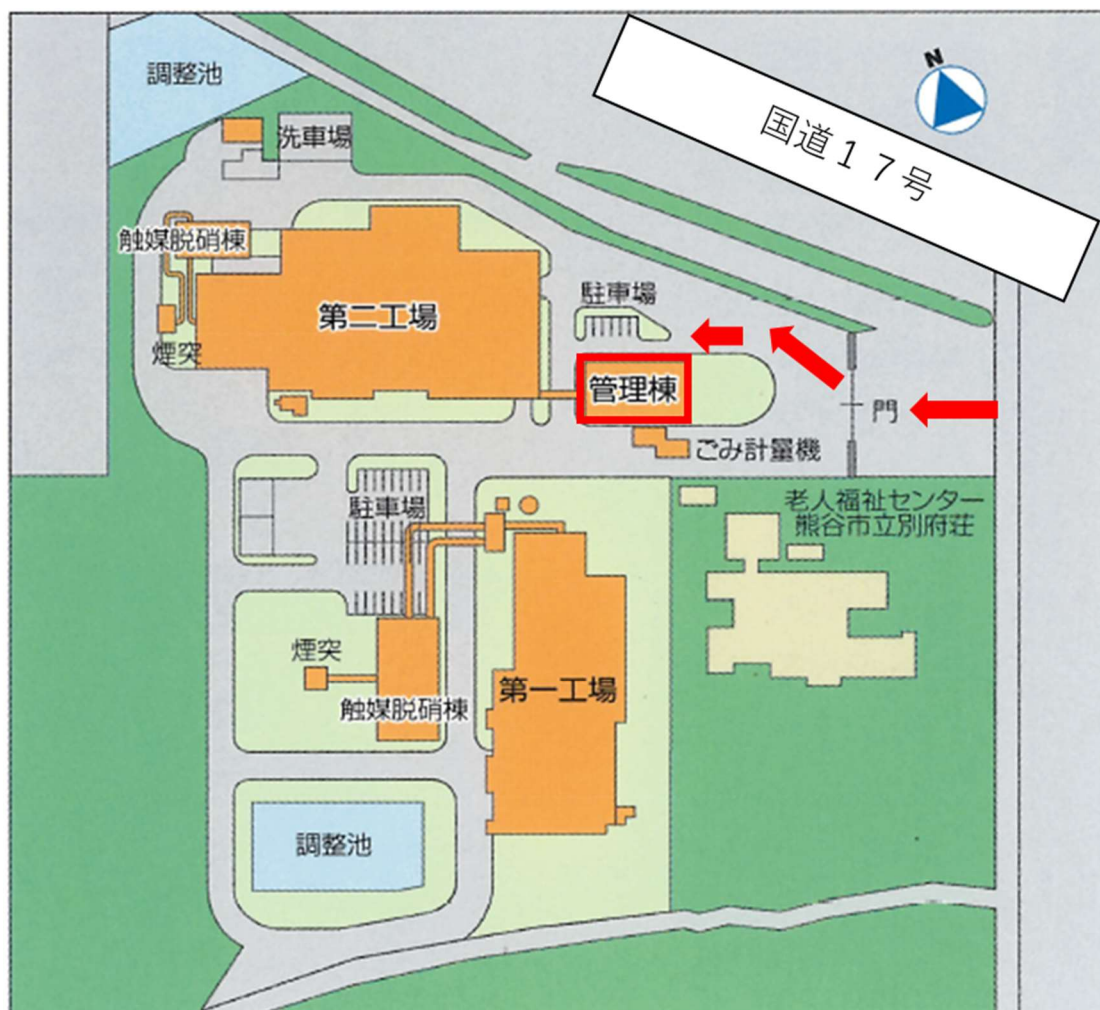
管理棟までのルートは裏面をご参照ください



熊谷衛生センター所在地：

〒360-0857 埼玉県熊谷市西別府583番地1

電話 : 048-532-6631 (建設準備課)



- 施設東側の門よりご入場ください。
- ご入場後、直進せずに進行方向右手にお進みください。(直進はごみの計量ルートとなります)
- 管理棟前の駐車場をご使用ください。